

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	ヒビノ株式会社
【英訳名】	Hibino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日比野 晃久
【本店の所在の場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	ヒビノGMC経営企画本部長 大関 靖
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03)3740-4391
【事務連絡者氏名】	ヒビノGMC経営企画本部長 大関 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第1四半期連結 累計期間	第50期 第1四半期連結 累計期間	第49期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(千円)	2,727,695	3,802,441	14,121,468
経常利益又は経常損失( ) (千円)	173,477	304,299	430,629
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失( ) (千円)	126,576	174,764	13,993
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	128,129	189,378	24,345
純資産額(千円)	3,913,598	4,007,256	3,903,339
総資産額(千円)	14,238,934	13,596,554	13,370,020
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額( )(円)	25.41	35.41	2.82
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	27.3	29.5	29.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第49期第1四半期連結累計期間及び第49期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 第50期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に企業収益や設備投資が緩やかな回復基調で推移しておりますが、欧州政府債務危機等に起因する金融資本市場の変動や海外経済の下振れ懸念に加え、電力供給の制約、デフレの影響等のリスクが依然として存在しており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社6社）は、引き続き経費削減を徹底するとともに、グループシナジーの訴求、新規市場へのアプローチに取り組みました。また、グローバル展開強化の一環として、中国イベント市場の中長期的な成長を見据え、現地の需要に柔軟に対応するため、平成24年4月より当社連結子会社Hibino Asia Pacific (Shanghai) Limited（ヒビノ アジア パシフィック（シャンハイ）リミテッド）においてコンサート・イベント事業を開始いたしました。

当第1四半期連結累計期間は、震災による設備投資マインド低下やイベント中止等の影響を受けた前年同四半期から経営環境が大幅に改善したことにより、すべての事業において業績が向上いたしました。とりわけ、コンサート・イベント事業がコンサート案件を中心に好調に推移したほか、音響機器販売事業において大型案件の売上が集中したこと等により、前年同四半期と比べ大幅な増収増益となりました。

これらの結果、売上高3,802百万円（前年同四半期比39.4%増）、営業利益335百万円（前年同四半期は営業損失146百万円）、経常利益304百万円（前年同四半期は経常損失173百万円）、四半期純利益174百万円（前年同四半期は四半期純損失126百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

##### 〔音響機器販売事業〕

音響機器販売事業は、震災後に低下した消費マインドが持ち直し、放送局をはじめ大型ライブハウスやコンサート音響会社等の複数の大型案件売上が当第1四半期に集中したことから、前年同四半期と比べ大幅な増収となりました。市況が回復基調にあるなか、展示会への出展やセミナーの開催など、全国各地で積極的な販売促進活動を展開することで需要喚起に取り組みました。また、当社連結子会社ヒビノインターサウンド株式会社は、ポータブルヘッドホンアンプ（ポータブルプレイヤー等の音楽再生機器からの信号を増幅させ、音質を向上させる機器）市場で不動の地位を築いたiBasso Audioと共同で、比類ない高音質を追求したポータブルタイプのリファレンス・ミュージックプレイヤーの開発を進め、次代の新市場の創出を目指し、商品の認知、理解、ブランドロイヤリティの向上に努めました。

これらの結果、音響機器販売事業の売上高は1,504百万円（前年同四半期比52.9%増）となりました。

##### 〔映像製品の開発・製造・販売事業〕

映像製品の開発・製造・販売事業は、市場環境が一進一退で推移するなか、安価な海外製品の流入による競争激化もあり、予断を許さない状況が続いております。市場の変化や多様化する顧客ニーズに対応すべく、高付加価値かつ価格競争力を備えた製品開発に注力いたしました。

これらの結果、映像製品の開発・製造・販売事業の売上高は174百万円（前年同四半期比74.8%増）となりました。

##### 〔コンサート・イベント事業〕

コンサート・イベント事業は、引き続き活況を呈しているコンサート市場を背景に、ドーム、アリーナ等の大型コンサートツアーを多数獲得し、コンサート音響及びコンサート映像が好調に推移いたしました。例年は夏場にピークを迎えることの多いコンサートツアーが、年度初めより活発に動き出し、早くもフル稼働状態となったことや、一案件当たりの受注規模が拡大したことが、業績の上積みにつながりました。さらに、震災の影響でイベントの中止が相次いだ前年同四半期と比べ、企業イベントやコンベンション、医学関連学会案件等の売上也拡大いたしました。また、4月よりコンサート・イベント事業を開始したHibino Asia Pacific (Shanghai) Limited（ヒビノ アジア パシフィック（シャンハイ）リミテッド）においては、北京モーターショーの映像演出を受注し順調な滑り出しを見せました。損益面においても、利益率の高いコンサートをはじめとした大型案件売上の伸長が、利益拡大に貢献いたしました。

これらの結果、コンサート・イベント事業の売上高は2,123百万円（前年同四半期比29.2%増）となりました。

[ その他の事業 ]

その他の事業の売上高は、ありませんでした。(前年同四半期は売上高は、ありませんでした。)

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は13,596百万円となり、前連結会計年度末と比べて226百万円増加しました。これは受取手形及び売掛金が増加したことが主な要因であります。

負債合計は9,589百万円となり、前連結会計年度末と比べて122百万円増加しました。これは短期借入金が増加したことが主な要因であります。

純資産合計は4,007百万円となり、前連結会計年度末と比べて103百万円増加しました。これは利益剰余金が増加したことが主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、「創造と革新」を経営理念に掲げ、音と映像の事業を基軸としたプロ用AV&ITのトータル・ソリューション企業として、各事業部門間及び子会社との相乗効果を高めるとともに、時代の変化を先取りして創造性を最大限に発揮できる体制を企業グループ全体で共有しながら、日々の改善・改革を実行し、事業の継続的な発展により、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社は、顧客のニーズに、長年の実績により積み上げてきたノウハウや技術力に裏打ちされた、信頼性の高い、安全で高品質の製品・商品・サービスを適正な価格で提供してまいります。

事業を拡大していくことで株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダー(利害関係者)に満足していただくことが最善であるとの考えから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいります。社会への貢献や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

当社では、以上の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針を決定する者」であることが望ましいと考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記の方針を実現するため、企業グループとして、組織体制の見直しや施策の実施等に加え積極的なIR活動と適時適切な情報開示を行うことで、透明性の確保された質の高い企業グループ体制を構築することを目指し、平成22年3月期より中期経営計画「Action 50」に着手しております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記の方針により、安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようなIR活動を目指しておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない。」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」といいます。)に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

なお、大規模買付ルールの具体的な内容につきましては、後記「大規模買付ルールの具体的な内容」とおりにあります。

#### 上記の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

- イ. 当社取締役会は、上記の取組みが上記の基本方針に沿って策定され、また大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではないと考えます。
- ロ. 取締役会は、大規模買付行為に係る対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置し、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合には特別委員会の勧告を最大限尊重することとしており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 大規模買付ルールの具体的な内容

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を決議し、同日より発効いたしました。

(注1) 特定株主グループとは、

(a) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(b) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(a) 特定株主グループが、(注1)(a)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

(b) 特定株主グループが、(注1)(b)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、各四半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### [大規模買付行為への対応方針]

##### 1. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、( )事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、( )当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という以下に掲げる大規模買付ルールを設定しました。

##### 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

##### 必要情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）を提供していただきます。必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。なお、当社は、前記 に定める意向表明書受領後20営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- (e) 当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、当社の経営に参画した後に予定する変更の有無及びその内容
- (f) 前記(d)及び(e)が、当社及び当社グループの企業価値を安定的かつ持続的に向上させることの根拠

##### 必要情報の追加提供

当社取締役会は、必要情報の提供を受けた場合には、提供された必要情報の検討を開始します。

この場合において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められるときは当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。



#### 取締役会評価期間

前記 及び により必要情報の提供を受けた場合には、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、90日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または120日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

#### 取締役会意見の公表または代替案の提示

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### 2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

#### 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

#### 例外的な取扱い

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討し、後述する特別委員会の勧告を経た上で決定することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

### 3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

#### 4. 特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議しました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。

本対応方針においては、前記2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません、前記3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があります、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、前記2. に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに前記3. に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

（注）社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### 5. 本対応方針の継続及び廃止

本対応方針については、毎年の上場定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続または廃止の決定を行います。

なお、当社取締役会が、本対応方針の継続または廃止の決定を行った場合には、その概要を速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

本対応方針の詳細内容につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照ください。

当社ホームページ <http://www.hibino.co.jp/>

平成18年5月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」

平成18年6月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

平成19年6月27日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成20年6月24日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成21年6月23日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成22年6月25日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

平成23年6月24日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成24年6月22日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

#### （4）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、5百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,547,840	5,547,840	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)
計	5,547,840	5,547,840	-	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	5,547,840	-	1,721,487	-	2,074,601

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 606,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,940,500	49,405	同上
単元未満株式	普通株式 1,340	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,547,840	-	-
総株主の議決権	-	49,405	-

## 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ヒビノ株式会社	東京都港区港南 三丁目5番14号	606,000	-	606,000	10.92
計	-	606,000	-	606,000	10.92

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期連結会計年度 有限責任監査法人トーマツ

第50期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 東陽監査法人

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,844,348	1,494,221
受取手形及び売掛金	2,838,431	3,464,395
商品及び製品	1,673,512	1,579,831
仕掛品	329,936	71,147
原材料及び貯蔵品	428,199	426,571
その他	599,262	881,990
貸倒引当金	30,854	38,492
流動資産合計	7,682,836	7,879,665
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,239,491	1,244,064
減価償却累計額	736,342	747,648
建物及び構築物(純額)	503,149	496,416
機械装置及び運搬具	6,253,695	6,276,693
減価償却累計額	4,811,758	4,838,522
機械装置及び運搬具(純額)	1,441,937	1,438,171
工具、器具及び備品	796,158	795,514
減価償却累計額	586,346	593,644
工具、器具及び備品(純額)	209,811	201,870
リース資産	2,013,815	2,377,827
減価償却累計額	1,016,820	1,108,820
リース資産(純額)	996,994	1,269,007
その他	685,187	554,726
有形固定資産合計	3,837,079	3,960,191
無形固定資産		
のれん	40,267	29,575
その他	74,764	70,704
無形固定資産合計	115,031	100,279
投資その他の資産		
その他	1,940,841	1,870,455
貸倒引当金	205,769	214,037
投資その他の資産合計	1,735,072	1,656,418
固定資産合計	5,687,183	5,716,889
資産合計	13,370,020	13,596,554

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	797,181	626,564
短期借入金	1,694,296	2,190,012
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	1,271,324	1,162,364
リース債務	336,003	374,717
未払法人税等	85,913	60,557
賞与引当金	288,305	171,083
その他	1,102,513	972,487
流動負債合計	5,585,536	5,567,786
固定負債		
長期借入金	2,224,568	2,126,117
リース債務	789,466	1,015,209
退職給付引当金	792,541	805,579
資産除去債務	13,536	13,573
その他	61,031	61,031
固定負債合計	3,881,144	4,021,511
負債合計	9,466,680	9,589,298
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,721,487	1,721,487
資本剰余金	2,074,601	2,074,601
利益剰余金	608,196	708,835
自己株式	366,848	378,184
株主資本合計	4,037,437	4,126,739
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,152	4,711
繰延ヘッジ損益	1,866	780
為替換算調整勘定	138,384	123,415
その他の包括利益累計額合計	134,097	119,483
純資産合計	3,903,339	4,007,256
負債純資産合計	13,370,020	13,596,554

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	2,727,695	3,802,441
売上原価	1,790,678	2,423,659
売上総利益	937,017	1,378,781
販売費及び一般管理費	1,083,304	1,043,483
営業利益又は営業損失( )	146,286	335,298
営業外収益		
受取利息	325	212
受取配当金	1,392	1,003
為替差益	7,041	3,426
その他	5,621	10,376
営業外収益合計	14,381	15,019
営業外費用		
支払利息	32,255	28,207
持分法による投資損失	6,467	12,379
その他	2,849	5,431
営業外費用合計	41,572	46,018
経常利益又は経常損失( )	173,477	304,299
特別利益		
固定資産売却益	1,711	7
特別利益合計	1,711	7
特別損失		
固定資産売却損	391	1,878
固定資産除却損	2,237	3,017
ゴルフ会員権評価損	11,174	-
その他	1,390	-
特別損失合計	15,193	4,896
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	186,959	299,411
法人税等	58,527	124,646
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	128,431	174,764
少数株主損失( )	1,854	-
四半期純利益又は四半期純損失( )	126,576	174,764



【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	128,431	174,764
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	555	1,208
繰延ヘッジ損益	743	1,085
為替換算調整勘定	427	14,969
持分法適用会社に対する持分相当額	62	232
その他の包括利益合計	302	14,614
四半期包括利益	128,129	189,378
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	127,095	189,378
少数株主に係る四半期包括利益	1,033	-

【会計方針の変更等】

( 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更 )

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第 1 四半期連結会計期間より、平成24年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益への影響額は軽微であります。

【注記事項】

( 四半期連結貸借対照表関係 )

貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 3 行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく第 1 四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成24年 6 月30日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	900,000	900,000
差引額	1,100,000	1,100,000

なお、貸出コミットメント契約の締結につきましては以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の請求に基づき、借入金を一括返済することがあります。( 複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。 )

各年度及び第 2 四半期の決算期末日において、貸借対照表( 連結及び個別 )における純資産の部の金額を、前年度決算期末日における純資産の部の合計額の80%以上に維持すること。

各年度及び第 2 四半期の決算期末日における、損益計算書( 連結及び個別 )の営業損益及び経常損益においてそれぞれ損失を計上しないこと。

なお、当第 1 四半期連結会計期間末において財務制限条項に抵触しておりません。

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費( のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。 )及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
減価償却費	244,985千円	242,655千円
のれんの償却額	10,691	10,691

( 株主資本等関係 )

前第 1 四半期連結累計期間( 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日 )

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 5 月24日 取締役会	普通株式	74,789	15.00	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月27日	利益剰余金

当第 1 四半期連結累計期間( 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日 )

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 5 月21日 取締役会	普通株式	74,126	15.00	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	音響機器 販売事業	映像製品の 開発・製造 ・販売事業	コンサート ・イベント 事業	その他の 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	983,794	99,861	1,644,039	-	2,727,695	-	2,727,695
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,133	3,408	8,477	-	29,019	29,019	-
計	1,000,928	103,270	1,652,517	-	2,756,715	29,019	2,727,695
セグメント利益又は 損失( )	93,232	102,635	134,361	5,364	66,869	79,416	146,286

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額 79,416千円には、セグメント間取引消去41,929千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 121,346千円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	音響機器 販売事業	映像製品の 開発・製造 ・販売事業	コンサート ・イベント 事業	その他の 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	1,504,011	174,553	2,123,877	-	3,802,441	-	3,802,441
セグメント間の内部 売上高又は振替高	62,180	5,768	5,227	-	73,176	73,176	-
計	1,566,191	180,321	2,129,105	-	3,875,617	73,176	3,802,441
セグメント利益又は 損失( )	85,600	60,867	396,940	288	421,384	86,086	335,298

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額 86,086千円には、セグメント間取引消去12,145千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 98,231千円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	25円41銭	35円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (千円)	126,576	174,764
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	126,576	174,764
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,982	4,935
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年5月21日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....74,126千円

(ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年6月25日

(注) 平成24年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

ヒビノ株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神保 正人 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 基宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。